

地域ぐるみ清掃 月 日 ()



道路・公園など、身近な場所をきれいにしましょう！

海洋ごみの多くは、まちの中で発生した生活ごみが、雨風によって水路や河川に流れ込み、海に流れ着いたものです。河川に流れる前に清掃することで、まちの美観を保つだけでなく、地球環境を守ることに繋がります。



福岡市環境シンボルキャラクター
「エコッパ」



令和7年度「福岡市あき缶・びん対策協会ポスターコンクール」
中学校の部 最優秀賞作品

**★ごみ袋は、お住まいの区生活環境課・西部出張所で配布します。
(※ 配布枚数に上限あり)**

※ 清掃活動中に怪我をした場合は、福岡市の「市民活動保険」の適用がありますので、各区地域支援課へお問い合わせください。(自治会などの組織的な活動に限ります。)

地域ぐるみ清掃に関するお問合せ先

- 東区生活環境課
- 博多区生活環境課
- 中央区生活環境課
- 南区生活環境課
- 城南区生活環境課
- 早良区生活環境課
- 西区生活環境課
- 西区西部出張所 市民相談係
- 環境局 ごみ減量推進課

- | | |
|---------------|------------------|
| ☎092-645-1061 | FAX 092-632-8999 |
| ☎092-419-1068 | FAX 092-441-5603 |
| ☎092-718-1091 | FAX 092-718-1079 |
| ☎092-559-5374 | FAX 092-561-5360 |
| ☎092-833-4086 | FAX 092-822-4095 |
| ☎092-833-4340 | FAX 092-841-6687 |
| ☎092-895-7050 | FAX 092-882-2137 |
| ☎092-806-9430 | FAX 092-806-6811 |
| ☎092-711-4039 | FAX 092-711-4823 |

ごみの出し方とお願い

1 集めたごみは分別してください。

- (1) 燃えるごみ
- (2) 燃えないごみ
- (3) その他のごみ
 - ① 汚泥（水気を切って厚手の袋に入れる）
 - ② 木くず、せん定枝（袋に入らないときは長さ 1 m 程度に切りそろえ束ねる）

※ 注意事項

- 家庭や事業所のごみは出せません。一緒に出されているのを確認したときは収集しません。
- 野焼きは法律で禁止されています。草は燃えるごみの袋に入れてください。
- 割れたガラスびんや陶器、がれき、汚泥等は、麻袋等の厚手の袋で出してください。
- 屋外で拾ったペットボトルは燃えるごみ、びんは燃えないごみとして出してください。

家庭の粗大ごみや自転車、事業所のごみは出せません。
便乗の持出しは絶対にやめましょう！



2 ごみ袋は、お住いの区生活環境課（西区西部出張所は市民相談係）で配布します。（※配布枚数には、上限があります。）

3 ごみは、収集車が横付けできる場所に集めてください。

- (1) 燃えるごみ、燃えないごみ、その他のごみは、それぞれ違う車で収集します。まとめて収集はできません。
- (2) ごみの収集状況によっては、2～3 日ほどお時間をいただきます。
- (3) 消火栓やマンホールがある場所は避けてください。

4 清掃する際の注意事項

- (1) 危険な場所への立ち入りや、草刈機の使用はできるだけ避け、けがのないよう十分に気をつけてください。
- (2) こまめに水分補給をするなど、熱中症対策に努めてください。
- (3) 清掃中、セアカゴケグモにご注意ください。発見した場合は、慌てずに絶対に素手で触らないでください。また、駆除する場合は、家庭用殺虫剤を吹きかけるか、踏み潰してください。
- (4) ご家庭から発生する粗大ごみや自転車などは排出しないでください。（※排出を確認した場合は収集しません。）